

第1章 計画策定の考え方

1 策定の趣旨

三重県の農業及び農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や、四季の変化に富んだ自然環境の中で、農業者のたゆみない取組と農村地域での連携活動のもと、新鮮で安全・安心な農産物を、県民の皆さんをはじめとする多くの消費者に安定的に供給しています。また、農業の営みを通じて、洪水防止などによる県土の保全、豊かな農村景観の形成、過去から培われてきた伝統文化の伝承など、県民の皆さんの生活の安定と向上に寄与する重要な役割を果たしており、地域住民をはじめ、三重県を訪れる人びとにも安心感や心の豊かさを提供しています。

しかしながら、三重県の農業及び農村は、高齢化や過疎化、耕作放棄地の増大が急速に進行している状況にあり、農産物価格の低迷と相まって生産力や食料安定供給力、農村活力の低下が進むなど厳しい状況におかれています。

一方、国際的にはEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）などによるグローバル化が進展する中で、国内では国産食料に対する消費者のニーズが高まっていることなどをふまえて、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給力の向上に向けた取組や消費ニーズに対応した付加価値向上の取組が重点的に進められるなど、農業及び農村を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、今後こうした状況に対応していくことが求められています。

加えて、「ものの豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」を重視するなど、社会の成熟化に伴って県民の皆さんが求める豊かさのかたちが変化してきている中で、BSE（牛海綿状脳症）の発生や食品の不適正表示、輸入食品等での残留農薬問題、農産物への放射性物質の影響などを契機として、県民の皆さんの食の安全や健康に対する関心が高まるとともに、温室効果ガスの増加との関連が指摘される気候変動など地球規模での環境問題への対応や東日本大震災を契機とした災害につよい地域づくりの重要性などが指摘されています。

このような情勢のもと、これら諸課題への的確な対応を図るためには、「食」や「農」に対する県民の皆さんの多様化する期待に応え、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立をめざして取り組んでいく中で、「売れる農業」、さらには「もうかる農業」につなげていくことが重要です。三重県の農業及び農村が活気に満ちあふれ、元気で魅力ある姿を実現していくために、これまで培われてきたさまざまな知識や知恵、能力を生かして、農業及び農村の活性化に取り組んでいく必要があります。

この計画は、こうした認識のもとで、県民の皆さんの健全で豊かな食の実現と、三重県農業及び農村の持続的な発展に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、めざすべき将来の姿を明らかにするとともにその実現のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、県民の皆さんの意見を反映し、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第1項の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、三重県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関

係機関をはじめ、消費者等のさまざまな方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進めるうえでの指針となるものです。

また、農業者や農業団体、市町には、農業及び農村の振興に向けた取組を進めるための共通の指針として、さらに、県民の皆さんには、農業及び農村の振興に理解をいただくとともに、自らの健全で豊かな「食」の実現のために「食」と「農」との望ましい関係づくりへの参画を図るための指針として、利用されることを期待しています。

3 計画の期間

この計画は、平成 24 年度（2012 年度）を初年度とし、平成 33 年度（2021 年度）を目標年とする 10 か年計画とし、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開を図ることができるよう、おおむね 5 年ごとに見直します。

なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した「行動計画」を策定することとします。